

雇用した労働者が共済手帳を持っていたら!?

建退共制度は、労働者がつぎつぎと事業所（建設業界内）を変わっても、建退共制度に加入している事業主であれば、掛金を納付してもらうことができ、建設業で働いた日数は全て通算され、退職金が支払われる仕組みとなっています。そのため、雇用した労働者が既に共済手帳を持っている場合があります。持参された共済手帳には、続けて共済証紙を貼付してください。（電子申請方式の場合は、退職金ポイントを充当してください。）

共済手帳を持参してきたら建退共へ届けが必要？

← よくお問い合わせがあります。

雇用した時点では建退共長崎県支部への届け（連絡）は不要ですが、「共済手帳受払簿」へ記録が必要です。（電子申請方式の場合でも共済手帳受払簿の記録は必要です。）

共済手帳受払簿の記入例 ～手帳持参の場合～

例えば…

舗装六郎さんを、R△年6月1日に雇用した。
手帳は既に持っていたため預かり、積み立てを開始した。
5冊目 交付日：△年10月3日 手帳の中に320円証紙10日貼付あり

※共済手帳受払簿は建退共長崎県支部のホームページからダウンロードができます。

被共済者氏名	被共済者手帳番号	冊目	手帳交付年月日	処 理		備 考
			年 月 日	更・本・請・返	年 月 日	
舗装 六郎	4201118865	5	△・6・1			R△.6.1雇用。 前事業所分320円証紙10 日分貼付手帳持参。 手帳交付日R△.10.3

持参した共済手帳を見ながら、「氏名・被共済者番号・冊目」を書き写します。

持参の時だけは、「交付年月」に雇用日を記入してください。

※備考に情報等を記録してください。

R△.6.1雇用。
前事業所分320円証紙10日貼付手帳持参。
手帳交付日 R△.10.3



持参された共済手帳には、既に共済証紙が途中まで貼付されていることがあります。この分は、以前の事業所の貼付分（積み立て分）となります。

続けて共済証紙を貼った（積み立てを行った）場合、共済手帳の更新処理を行うと、貼付された日数は合算されて手帳の表紙に実績として印字されます。

そのため、更新後は持参された共済手帳の中に以前の事業所が何日分貼付していたのか、自社が何日分貼ったのか、分からなくなります。

※電子の場合は、電子申請専用サイトで自社充当分が把握できるようになっています。



共済手帳を預かった時点で記録しておくことが大事です！

（共済手帳の交付日から2年が経過していたら、まずは更新手続きをお取りください。）

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（Tel.095-826-2285）迄お問い合わせください。

※なお、このお知らせは令和5年5月12日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。